

## 会 議 錄

会議名 (審議会等名)	第5回相模原市行政区画等審議会					
事務局 (担当課)	企画部政令指定都市推進課 電話042-769-8248(直通)					
開催日時	平成20年9月27日(土) 午前10時~午前11時45分					
開催場所	市役所第2別館3階 第3委員会室					
出席者	委 員	19人(別紙のとおり)				
	その他の	0人				
	事務局	7人(企画財政局長、政令指定都市担当部長、政令指定都市推進課長、課長代理、担当主幹、市民活力推進部長、次長)				
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人			
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第	1 開会 2 報告事項 3 議題 行政区の名称(区名)について (1) 区名選定の方法とスケジュールについて (2) 区名の基本的な考え方について (3) 区名案募集の方法と区名意向調査の実施について 4 その他 5 閉会					

## 審　議　経　過

主な内容は次のとおり。

### 1 開会

牛山会長の司会のもと、開会を宣言するとともに、委員の出欠状況の報告がされた。

### 2 報告事項

事務局より、資料1に基づき、行政区画の編成（区割り）案のパブリックコメントの結果及び行政区画の編成（区割り）案について報告された。

### 3 議題（○委員の発言、□会長の発言、△副会長の発言、●事務局の発言）

会長の進行により、議事に入った。

事務局より、資料3に基づいて、区名選定方法とスケジュールについて説明がなされた後、委員から、意見が述べられた。

- 区名案のアイデア募集については、どのような方法を考えているか。区名は大勢の人で決めるべき。例えば案としては22の自治会からも意見をもらうなどの方法もあると思うがどうか。事務局から案があれば教えて欲しい。
- 自治会やその他の団体にPRし、多くアイデアを募りたい。最初の段階で地域でまとめてしまうよりは、まず幅広く案を出してもらえるよう取り組んでいきたい。
- 事務局の案も私の案も同じ趣旨である。広く出てきたものを審議会で審議していくことが望ましい。
- 区名については、最終的には、意向調査の後、審議会が決定するということがいいと思う。また、広く募集することのほか、子供たちが合併した後の相模原市をどうイメージするか、学校にも広く働きかけてほしい。
- 将来を担ってゆく子供たちに夢を持ってもらうことは大切であり、小中学校にも働きかけていく。
- 募集された区案について候補を絞るという手法となっているが、委員から区名案を出すことはできないのか。

- 市民の方から出てきた案から選定するものである。
- 審議会の委員にも思いがある。審議会の委員として区名案を出した中で候補を決定していく方がいいと思う。
- 区名案は、市民が平等な立場で幅広く意見をだしていただくもの。委員さんも一般的の手続きの中で応募していただきたい。
- 委員なので公募への応募は遠慮してしまうところがある。
- 他市をみると、少ないところでも 500 件から 1 万 5 千件の応募があり、この中で候補となるべきものは網羅されるのではないかと思われること、また、アイデア募集は無記名であり、委員さんにもお願ひしたい。
- 誰でも応募可能であり、委員さんも参加可能ということである。細かい手法についてはこの後の議論にもかかわるので、スケジュールの部分についてはよろしいか。

委員一同 【異議なし】

- 異議なしと認め、区名の基本的な考え方についてを議題とします。
- 今暫定的に住所に使っている「津久井町」などの名称は政令指定都市になると、なくなるのか？
- 合併の特例で地域自治区の名称がついており、政令指定都市になると、この特例がなくなる。ただし、この名称を字名に入れることで残す手法もあり、今の段階では決まっていない。
- 地域自治区のあり方については、決定しているのか、また政令指定都市移行後、町字名に付け加えて長い名称になることもあるのか確認したい。
- 政令指定都市になると、新たな都市内分権の制度を整備し、新たな仕組みに移行する。また、津久井地域について、住所が長くなることについて

では、地域の意向によってはありうるものであり、現時点では決まっていない。

- 全市の調整とは、区名の一部が方位を使った東西南北などで、一部が縁というような場合のことか。
- 具体的にこういう場合に調整が必要という想定はないが、調整の必要が生じた場合には審議会において審議していくものである。
- この案で基本的に進めることとしたいがご異議ないか。

委員一同 【異議なし】

- 異議なしと認め、区名案募集の方法と区名意向調査の実施について議題とします。
- 1つの区に対する同一区名は1人1案限りをどう担保するか。
- 担保はできない。この点は応募者を信じるしかない。ただ、住所、氏名まで書いていただくことよりも、この段階はアイデアの募集が本旨であり、記名式ではちょっと出しにくいやうな案でも匿名で出してもらいたいということである。
- 特にチェックしろという趣旨ではない。紳士協定という意味で理解しておく。
- 最多得票のものが区名案として決まるものではなく、審議会において決定するということを明記すべきではないか。
- 必ずしも最多得票のものが区名案になるものではなく、審議会で判断されるべきものと考える。意向調査の段階でそのように明記することもかまわないと思う。
- 今の点は重要なことだと思う。意向調査の1位をくつがえして2位以降の名称をつけるということは、委員の決意が必要である。市民から非難されることもありうると思う。この点は、審議会での候補のしほり方が

重要である。この案であればどれでもありうる候補というまでの議論ができるか、それとも住民の意向が多くても審議会により排除することができることとするのかは、委員のご意見を伺いたい。

- 審議会で選択できる旨を明記すべきと思う。必ずしも数が多かったものが妥当ではない場合もありうる。審議会がそのような選択ができる旨明記しておくべきである。
- アイデアを募集して、それを取りまとめて審議会で絞る、市民のみなさんに出す段階で1つに絞るのか、いくつかに絞るのか、その辺が見えてくると話がしやすい。
- どちらにしても明記をしておかないと、審議会としても審議しにくいと思う。
- 市民の立場からすると、選んだものがひっくりかえると言われてしまうとしらけてしまうのではと思う。
- どちらにせよ、応募結果の数は公開することになると思うが、公開しないこともありうるのか。このこと自体も審議対象にしてよいか。
- それも含めての審議で進める。一般的には公表しないわけにはいかないと思う。
- 意向調査にかける段階では当然審議会で何点かに絞ることになるが、数なども考慮し、ある程度幅がある候補を審議会でも選定していくべきと思う。
- 1つの区に対する同一区名については1人1案限りというと、数が多いものを優先するという受け止め方もできないわけではない。「数が多いもの」という認識が頭に残るのではないか。
- 最終的に審議会で決定するというのは問題ないと思うが、今の段階では、案が出てきてみないと、明らかに排除すべきものがあるかもわからない。「意向調査の結果を踏まえて審議会において決定します」というような表現が適当なのではないか。

- 区名を決定する議論については、必ず基本的な区名選定の基準に戻ることになると思う。この基本的な考え方に戻れば大きく市民意見と差はないのではないかと思う。
  - 最多得票を採用したのは、静岡市のみ。いろんな議論があると思うが、区名意向調査結果を踏まえての議論で十分だと思う。
  - もう1つ、アイデア募集の段階の集計方法についてだが、応募数の多い順に集計リストにまとめるということについて、議論があるのかなと思う。
  - 電子媒体以外の応募の媒体は、有効か無効か。紙で応募する場合は、はがき限定か。
  - ファックスでの提出も認められていることから、様式は任意ではないかと思うがどうか。
- 必要事項が書いてあれば有効と扱う。
- 専用応募はがきはどこに置くか。
  - 公共施設に置いたり、小中学校に配布したりする。20万部発行予定であり、人目につくところに置きたいと考えている。
- 1つの区でも、複数の区でも応募可能となっているが、様式上わかるようになっているのか。
  - 様式上わかるようにする予定である。
- 1つの区に対する同一区名は1人1案限りとしているが、無記名であり、一人で何案でも出せるものである。このため、1位の応募数があつたものも参考にはするが、あくまで上位にあがった複数の案から検討していくのがよいと思う。
  - 多い順にリストにまとめるという点については、よいか。市民に対して

も発表されるということになる。

- 情報は多く出すことを基本にしているが、最終的にはこの審議会で決めたいと想っている。
  - アイデア募集の段階では、1つの区に対する同一区名は1人1案限りというのは紳士協定的なものであいまいになるという前提がある中で、どの案が何番目で何票という情報についての数の公表をしていくのかどうかについて意見を伺いたい。
  - アイデア募集の結果を公表することはいいと思う。その後の意向調査の段階では、5案、3案、10案など、幅を持って市民の皆さんに提案することがよいと思う。
  - その段階ではそのとおりだと思う。アイデア募集のまとめ段階で数を公表することについてはどうか。
  - 数を公表するという前提であれば、アイデア募集で絞り込みをする段階で、審議会により絞り込みがされる旨が明記されるべきと思う。数を出す、出さないのかは慎重に検討すべき。
  - アイデア募集については、1つの区に対する同一区名は1人1案限りといつても紳士協定であり、数を示さないという考え方と、もう1つは公表するという案が事務局案である。その他の案があれば述べていただきたい。
  - △ 市には情報公開条例があり、その点からも情報は出すべきではないか。数は市民が気になるところでもある。無記名でのアイデア募集時の応募数が多かったもので必ずしも案が決まるものではないということは一般にも理解されるのではないか。
- 応募概要の「その他」に応募の結果、「審議会において」区名候補を選定するというような文言を追加して、数ではなく審議会で決めるという趣旨を明確にすることではどうか。  
情報については、基本的には多大な支障がない限り出さざるを得ないものと考える。この審議会において、客觀性と良識のある中で決められる

ものであり、仮に数が出て、それとは違う結論となったとしても全く問題はないと考えている。

- △ 私もそう思う。数は公表して、審議会としては、決めた案に対する説明責任を果たしていくべきと考える。
- 数を公表しても問題はないと思う。結果はオープンにした方がいい。審議会としてもそうすべきと思う。
- 事務局に確認しますが、事務局案は、公序良俗に反するものや明らかに不適当なものを除いた上で、全ての案について応募数を明記し、応募順にリスト化するということでおいか。
- そのとおりである。
- 区名募集した以上は、数は明らかにすべきものと思う。情報公開の点からも明らかと思う。そのことと、アイデアの募集と、候補の選定は、別に考えてよいのでないか。
- この案は、審議会で判断をいただくための資料の出し方である。このリストをもとに審議会で審議いただきたいと考えているものである。
- このリストの中から審議会でいくつかの候補を選択するということであるが、このリストの公表方法については明記されていないということか。
- 「審議会」を入れる案は、事務局からの修正提案と捉えてよいか。
- そのとおり。「審議会で選定する」という言葉を明確に入れたいという趣旨である。
- そうしますと、集計の仕方については、意見の相違はない。アイデア募集の後の区名案について、無効となる案は、事務局で判断をして除外するということか。その上で、審議会で審議をして、5案なり3案なりを市民の皆さんにどんな形で示すのかは、今後審議していくということか。

- 指定であるが、集計リストについては、審議会の資料になるという説明をしたが、審議会の資料自体はホームページ等で公開されるので、市民の方にも広く公開されることになる。また、明らかに公序良俗に反するようなものは、もともと審議にのぼるべきものではないと考えるので、事務局であらかじめ除外する。
- 整理すると、事務局案から若干の文言修正はあったが、無記名で1つの区に対する同一区名は1人1案限りとすることについては、市民を信頼して行うものである。理由があれば記入することも可能とする。無効案は事務局で除外し、審議会では審議しない。応募数の多い順でリスト化する。審議会資料は公開されているので市民の皆さんにもこれらの情報が公開されるのは当然ということになる。この中で仮に3案なり、5案を市民の方に提案するというやり方になる。このようなことでいいかがわかる。
- 希望であるが、応募概要の「その他」については、内容がわかるような表題を考えてつけてもらいたい。
- 審議会の役目について、意向調査後の決定は、審議会で最終決定をするということでおいか。
- そのとおりである。
- 専用はがきは、1人で何枚も出すことができるのではないか。
- さきほどの事務局の話では、応募手段は複数あるため、可能である。複数の応募について阻止することは難しい。
- アイデア募集後、いくつの案に絞るかの数を事前に決めておくのか、結果を待って決めるのか、集計リストをみて決定すべきと思う。
- 案を見てみないと判断できない部分もあり、結果を踏まえてでよいと思うが、それで異議ないか。

委員一同 【異議なし】

- 異議なしと認める。他には何があるか。
- 意向調査にあたって、他市にあるような全市的な整合性という点については、最終的な判断で良いのか。
- 基本的な考え方は、地域の皆様の意見を尊重するものです。案が出てきた中で調整が必要があるという判断であれば審議会で審議するものと考えている。
- まとめると、事務局案については、「その他」としてある表題は、内容がわかる文言に修正し、また、審議会の判断で候補を選定する旨がわかるような修正を行うということですね。また、アイデア募集の結果、絞込みを行う数や内容についても次回審議していくことによいか。意向調査の方法についても事務局案のとおり進めて行くことによいか。

#### 委員一同 【異議なし】

- 異議なしと認める。  
以上で議題は終了した。

#### 4 その他

事務局から次回日程等について事務連絡を行った。

(第6回開催日程)

平成20年11月25日（火）午後7時～  
市役所第2別館3階 第3委員会室

#### 5 閉会

相模原市行政区画等審議会委員名簿

平成20年5月31日現在(五十音順)

氏名	所属団体等	出欠席 (第5回)
荒井正次	相模湖町地域協議会会长	出席
◎ 牛山久仁彦	明治大学政治経済学部教授	出席
梅澤カツ子	特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら理事	出席
河本洋次	相模原商工会議所会頭	出席
菊地原一朗	城山町地域協議会会长	出席
桐生迪介	相模原市医師会副会長	欠席
小池重憲	相模原青年会議所専務理事	出席
小嶋省二	津久井町地域協議会会长	出席
小林一盛	相模原郵便局お客様サービス部長	出席
篠崎脩一	相模原市公立小中学校長会副会長	出席
志村忠光	公募委員	出席
首藤智美	公募委員	欠席
代田昭	相模原市自治会連合会監事	出席
○ 武田真一郎	成蹊大学法科大学院教授	出席
田所昌訓	相模原市自治会連合会副会長	出席
千葉東一	相模原地域連合議長	欠席
常盤一夫	神奈川県警察本部警務課企画室長	出席
中道重幸	藤野町地域協議会会长	出席
根岸清	相模原市農業協同組合代表理事組合長	出席
藤井邦彦	神奈川県総務部市町村課長	欠席
細谷昇	相模原市自治会連合会会长	出席
村上洋二	公募委員	出席
吉本一夫	相模原市社会福祉協議会会长	出席

◎：会長 ○：副会長